

3～5歳(1号・2号)の副食費の免除対象範囲について

年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもは副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。太枠部分以外が免除対象です。

☆1号認定子ども

第 1 階層	生活保護世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 2 階層	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）			
	うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
	その他の世帯	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 3 階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下			
	うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
	その他の世帯	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 4 階層	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 5 階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降

☆2号認定子ども

第 1 階層	生活保護世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 2 階層	市町村民税非課税世帯			
	うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
	その他の世帯	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 3 階層	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額 48,600 円未満			
	うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
	その他の世帯	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 4 階層①	市町村民税所得割課税額が			
	77,100 円以下のひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
	57,700 円未満のその他の世帯	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 4 階層②	市町村民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 5 階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 6 階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 7 階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 8 階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降

階層の判定について

保護者の市町村民税額を合計して算定しますが、同居している扶養義務者の収入により生計を維持していると認められる場合には、扶養義務者も合算します。

市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

ひとり親世帯等とは、次の（１）～（３）に該当する世帯をいいます。

（１）母子家庭・父子家庭等のひとり親

（２）障害のある方（児童）の世帯で次のいずれかに該当する世帯

①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

②療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

④特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（３）その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯



多子のカウント方法について

[1号認定] 第1階層～第3階層：生計を一にする者に限り年齢制限なし
第4階層・第5階層：3歳～小学校3年生までの子どもの数

[2号認定] 第1階層～第4階層①：生計を一にする者に限り年齢制限なし
第4階層②～第8階層：0歳～小学校就学前までの子どもの数

住民基本台帳及び申請書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。